

令和5年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和5年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

自転車放置禁止区域である淡路駅周辺においては、鉄道利用者及び周辺商業施設利用者のものであると思われる放置自転車が多くあり、救急車等の緊急車両の通行の妨げや障がいのある方や高齢者等の通行の妨げとなっている。

これらの自転車利用者は、鉄道事業及び商業施設（企業）において、地域経済と密接な関係にあり、地域住民・商業施設（企業）・鉄道事業者・行政等が協働で地域の課題として自転車対策に取り組む必要がある。

このため「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和63年条例第31号）第3条に基づき、自転車問題の解消に向けて、駅周辺等に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぐために、地域の実態に応じた自転車対策として、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を令和3年11月に設立し、令和4年度から活動を開始したところである。

本業務は、地域住民等が主体となる「協議会」を効果的・円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりを促進することを目的として実施するものである。

この目的を達成するため、受注者の持つ自転車対策及び地域特性に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

ア 協議会の運営に係る各種活動支援

- ・今後の活動に向けて効果的、円滑な運営について、適宜、助言・提案を行うこと
- ・目的、趣旨を理解してもらえるように説明すること
- ・他地区等での事例などを具体的に示し、当該地域に即した内容を提示すること

イ 協議会の活動計画書及びスケジュール等を作成すること、

ウ 協議会を開催すること（原則2回以上）

エ 協議会が主体となった啓発活動やキャンペーンの企画・実施

（原則6回以上実施）

オ その他業務に関わる必要な事項

地域及び関係機関等との連絡調整等は発注者が行うので、受注者は発注者との連携を密にし、地域や関係機関等の意見を尊重して業務を実施すること

受注者は連絡調整にかかる資料の作成等を行うこと

(3) 業務報告書の作成・提出

- ア 協議会の活動計画書及びスケジュール等
- イ 協議会及びワークショップ等の議事録（CD-R 1部）
- ウ 協議会の構成団体及び委員の一覧（変更等があった場合改訂版の作成）
- エ 協議会の規約等（改廃があった場合改訂版の作成）
- オ 業務報告書（啓発活動等の企画・実施内容等含む）冊子A4版 単色5部及び業務完了届

なお、ホームページ用データとして、CD-Rを1部提出すること

(4) 事業規模（契約上限額）

金2,162,769円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 契約期間

令和5年5月1日（月）から令和6年3月29日（金）まで

(6) 履行場所

阪急淡路駅及びJR淡路駅周辺

(7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除 ・保証人 否

(5) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わすことはできない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再

委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア・イに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 市町村民税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと
また、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件全てを満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと

なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準全てを満たしていること

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている

委任状を提出すること

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること

なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- ・公募開始 令和5年2月10日（金）
- ・質問受付締切 令和5年2月22日（水）午後5時
- ・質問に対する回答 令和5年3月3日（金）
- ※当区ホームページで回答する。なお、質問が無かった場合は、掲載しない。
- ・公募型プロポーザル参加申込書の提出期限 令和5年3月13日（月）午後5時
- ※東淀川区役所地域課（安全まちづくり）【1階8番窓口】に持参（送付は不可）
- ・参加資格決定通知 令和5年3月15日（水）
- ※Eメールにより通知し、後日、書面を郵送で送付する。
- ・企画提案書の提出期限 令和5年3月24日（金）
- ・企画提案会 令和5年4月14日（金） 予定
- ・選定結果通知 令和5年4月21日（金） 予定
- ・契約締結及び事業開始 令和5年5月1日（月）
- ・事業完了 令和6年3月29日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間：令和5年2月10日（金）から令和5年2月22日（水）午後5時まで

イ 提出方法：別紙1「質問票」に記載し、Eメールにて送信すること

締め切り以降の質問は受け付けない。

Eメール：tm0015@city.osaka.lg.jp

ウ 回 答：令和5年3月3日（金）に当区ホームページで回答する。

なお、質問が無かった場合は、掲載しない。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和5年2月24日（金）から令和5年3月13日（月）午後5時まで
（土・日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

イ 提出書類 （様式集参照）

次の書類をすべて提出すること

なお、様式の指定のないものは、任意様式又は各種証明書を提出すること

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式1-1・様式1-2）

- ・連合体届出書兼委任状（様式2）
※連合体で申請する場合は様式1-2及び様式2を提出すること、また、構成団体の数が3者を超える場合は、本様式に準じて様式を作成すること
- ・使用印鑑届（様式3）
- ・申出内容誓約書（様式4）
- ・令和5年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託契約における誓約書（様式5）
※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録のない法人については次の□内の書類も併せて提出すること

- ・印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可）
- ・貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書又は、確定申告書（写し）
- ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
- ・法人の概要及び業務内容がわかるもの。（パンフレット等、様式は問わない）
- ・直近1年以内の税務署が発行する消費税及び地方消費税納税証明書
（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
※非課税の場合は非課税証明書（税務署証明書様式その3又はその3の3も可）でも可
- ・直近1年以内の市町村民税及び固定資産税納税証明書
（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
※非課税の場合は非課税証明書を提出すること
ただし、市町村で非課税証明書の発行がない場合は理由書の提出でも可
※固定資産税の対象となるものがない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること

※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている場合は、□内を省略できます。

ウ 提出部数：1部

エ 提出場所及び方法

東淀川区役所地域課（安全まちづくり）【1階8番窓口】に持参（送付は不可）

オ 参加資格決定通知予定日 令和5年3月15日（水）にメールにより通知する。

※ 後日、書面を郵送する。

（3）企画提案書の提出

ア 受付期間

令和5年2月24日（金）から令和5年3月24日（金）

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

イ 提出書類

企画提案書（様式6）～（様式6-4）A4版

ウ 提出部数：6部（正1部 副5部 ※副は複写可）

エ 提出場所及び方法

東淀川区役所地域課（安全まちづくり）【1階8番窓口】に持参（送付は不可）

審査項目	主な審査内容	着眼点	配点
業務目的及び業務内容の理解度	目的の理解	企画コンセプトが明確であり、かつ本業務の趣旨及び目的を理解したうえで企画された内容であるか	20
業務の円滑な運営	業務遂行能力	企画提案した内容を確実に遂行できる体制か、運営基盤があるか	10
	実現性	「協議会」を効果的・円滑に運営するために実現可能な方法・計画で立案されているか	20
		構成員等に「協議会」の目的や趣旨を十分に理解され、今後の活動が地域住民等の賛同が得られるような実現性のある内容であるか	10
		「協議会」が主体となった啓発活動等、その他の業務に係る事項について実現可能な方法・計画で立案されているか	10
地域性	地域住民の参画	今後の「協議会」の活動に向けて多様な担い手と地域住民の参加・参画を図れるような内容であるか	10
	地域への波及効果	地域の活性化、自転車課題解決に向けた意識の向上につながるような内容であるか	10
見積金額	収支計画	所要経費の積算が企画内容に対して妥当であるか	10
			100

オ その他

- (ア) 受付後の提出書類の撤回、取消及び変更はできない。
- (イ) 提案できる案は1案のみとする。
- (ウ) 提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。
- (エ) 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行い、プレゼンテーション審査の結果を加味して優れた企画提案者を選ぶ。

イ 企画提案会

- (ア) 開催日時 令和5年4月14日(金) 午前10時から
- (イ) 場所 東淀川区役所出張所 3階多目的会議室
- (ウ) 内容・方法

団体ごとに行い、1団体当たり25分以内(企画提案書により提案10分、質疑15分)

とする。開始時間は参加資格決定通知に記載する。参加が1団体であっても実施する。会場は、インターネットを使用できる環境はない。パソコン等必要な機器は、提案者が用意すること

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の合議により最優秀提案を決定する。

エ 評価点数が、全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象としない。

(2) 選定基準及び配点

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者にEメールにより通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 本案件に関する予算は、現在、令和5年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

イ 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

ウ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

エ すべての企画提案書は返却しない。

オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（市情報公開条例に基づく公開を除く）。

カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無

効とする。

(2) 契約に関する事項

受注予定者と契約が締結できない事由が生じた場合は、選定結果において次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができる。

(3) 提出先、お問合せ先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区役所 地域課 (安全まちづくり) 【1階8番窓口】

TEL 06-4809-9819